

会長声明

1 本日、東京拘置所、仙台拘置支所において、それぞれ1名の死刑確定者に対して死刑が執行された。

死刑執行は、本年（平成26年）6月26日に1名の死刑執行がなされたばかりであり、今後も新たな執行がなされることが懸念される。

2 本年（2014年（平成26年））3月に、1966年（昭和41年）にみそ製造会社の専務一家4名を殺害したとして強盗殺人罪などで死刑が確定した元プロボクサーの袴田巖氏（以下「袴田氏」と略。）に対する再審開始決定がなされ、刑事司法が無謬ではないという認識が世間一般に改めて広く共有されたところである。万一、袴田氏に対する死刑が執行されていたことを想像すると震撼させられるのを禁じ得ない。

そもそも、死刑という刑罰は、日本弁護士連合会の2011年（平成23年）10月7日の人権擁護大会の宣言でも触れられているとおり、①生命を奪う非人道的なものであり、②受刑者の更生し社会復帰する可能性を奪うものである点に根本的問題を内包している。そして、③人の命を奪う点において、いかなる執行方法であっても、その残酷性は否定できない。

それ故、死刑の廃止は国際的な揺るぎない潮流となっているのである。

また、我が国では、死刑に直面している者に対して、被疑者・被告人段階あるいは再審請求の段階に至るまで十分な弁護権、防御権が保障されていない。執行の段階でも死刑確定者の人権保障の面で多くの問題を抱えている。

3 当会は政府に対し強く抗議の意思を表明するとともに、今後、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討がなされ、それに基づいた施策が実施されるまで、一切の死刑執行を停止することを強く要請するものである。

以上

2014年（平成26年）8月29日

福岡県弁護士会会长 三浦邦俊